

令和8年度冊子等広報印刷物の封入・配達業務単価契約書（案）

一般財団法人長野県文化振興事業団 長野県立美術館（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、次の条項により業務にかかる単価契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者、受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務の内容）

第2条 業務の名称、内容等は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称

令和8年度冊子等広報印刷物の封入・配達業務

(2) 業務の内容

別紙①「令和8年度冊子等広報印刷物の封入・配達業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、長野県立美術館の冊子等広報印刷物を集荷し、鑑文の印刷、ラベル作成、封入を行い、指定された期限内に送付先へ配達する。

(3) 契約期間及び作業日

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 作業場所

長野県立美術館及び受託者の作業拠点等

（単価）

第3条 封入・配達業務に係る単価は別紙②のとおりとする。ただし、この契約の締結後において、市場価格の変動等により契約内容が著しく不相当となったときは、発注者と受注者が協議の上、契約内容を変更することができるものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金〇〇〇〇円とし、その納付は免除する。ただし、受注者が契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収する

(業務の履行及び確認)

- 第5条 受注者は、第2条第3号に定める期間に発注者から発注があるごとに、その都度冊子等広報印刷物等の集荷、鑑文の印刷、ラベル作成、封入及び配達を行うものとする。
- 2 受注者は、前項による作業を行ったときは、その都度、送付先（国内・県内）別に重量区分ごとの配達数量を発注者に報告し、確認を受けるものとする。

(料金の支払い)

- 第6条 受注者は、毎月10日までに、第3条に規定する単価に、前月中に前条の規定により配達した配達物の数量を乗じた額の合計額（当該合計額に1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額）の支払いを請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の規定により、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に料金を支払うものとする。

(配達物の汚損等の防止)

- 第7条 受注者は、配達物の取扱いにあたっては、汚損、破損等を防がなければならない。
- 2 この契約の履行の結果、受注者の責に帰すべき事由により生じた配達物の汚損、破損等による損害は、受注者の負担とする。

(権利義務の譲渡・承継)

- 第8条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(支出予算に計上されない場合の解除)

- 第9条 発注者は、発注者の支出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその賠償を請求することができる。

(契約解除)

- 第10条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。
- (1) 受注者が、仕様書に定める配達業務の履行期限までに配達物を送達しないとき又は送達することができないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準

ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。

- (3) 前2号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りではない。

(談合その他の不正行為による解除)

第 11 条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき又は同法第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(債務不履行の損害賠償)

- 1 受注者は、この契約を履行しなかったことにより、発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、第 10 条及び前条の規定により契約が解除されたときは、第 4 条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 4 受注者は、第 1 項又は第 4 項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 13 条 受注者は、第 11 条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場

合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 14 条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(個人情報の保護)

第 15 条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 16 条 受注者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、発注者に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。

(疑義の解決)

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年〇月〇日

発注者 長野県長野市箱清水 1 丁目 4 番 4 号
一般財団法人長野県文化振興事業団
長野県立美術館
館長 笠原 美智子

受注者 ○○